

熊本市防災基本条例（仮称）条文修正内容比較表

条	項・号	修正前（第5回検討委員会後の修正案）	修正後	修正理由
第1条		この条例は、 <u>個人の尊厳を尊重し</u> 、災害から市民等の生命、身体、財産及び暮らし <u>_____</u> を守るために、	この条例は、 <u>_____</u> 災害から時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし <u>並びに個人の尊厳</u> を守るために、	・個人の尊厳の尊重が「災害」に掛かってこないため、単なる個人の尊厳の尊重となってしまう
		市、市民、事業者及び地域の防災組織等の役割を明らかにするとともに、	市、市民、事業者及び地域の防災組織 <u>_____</u> の役割を明らかにするとともに、	「地域の防災組織」に条例上標記を統一
		防災に関する意識の醸成を図ること <u>で、</u>	防災に関する意識の醸成を図ること <u>により、</u>	・表現の修正（条文の趣旨に変更なし）
第2条	第1号	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震 <u>_____</u> その他の災害対策基本法	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、 <u>噴火</u> その他の災害対策基本法	・阿蘇等の火山による災害を考慮し噴火を追加
	第2号	被害の拡大を <u>軽減するとともに</u>	被害の拡大を <u>防ぎ</u>	・「軽減する」という表現では災対法の定義より狭まることになるため、災対法の定義と合わせるもの
	第6号	運営の規準の <u>制定</u>	運営の規準の <u>策定</u>	・自主的なルールを決めることであるため「策定」へ修正
	第7号	地域団体 <u>等</u>	第7号を削除	・地域団体を限定してしまうことで問題が生じる可能性がある ・地域団体は自治基本条例ほか市の条例で使用しているため定義が不要
	第8号	自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるとともに、被災者支援の地域拠点としての機能を持つ施設をいう。	<u>居住等の場所から一時的に避難した市民等を必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つもの</u> をいう。	・災害発生前の避難に関する記述が無かったため、パブリックコメントの意見に基づき追加
第3条	第2項	災害発生時に備えるとともに、これを次の世代に <u>継承</u> していかなければならない。	災害発生時に備えるとともに、これを次の世代に <u>伝承</u> していかなければならない。	・パブリックコメントの意見に基づき、「次の世代に伝承」に文言を統一
第4条	第3号	ハザードマップ（災害の範囲、程度 <u>_____</u> の予測を示す地図をいう。）等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。	ハザードマップ（災害の範囲、程度 <u>等</u> の予測を示す地図をいう。 <u>以下同じ</u> ）等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。	・文言の追加（条文の趣旨に変更なし）
	第5号	災害発生時におけるボランティア等の多様な支援があることを理解し、 <u>_____</u> 自らの暮らしの再建 <u>を行うこと。</u>	災害発生時において、ボランティア等の多様な支援があることを理解し、 <u>この活用を検討し</u> 自らの暮らしの再建 <u>に生かすこと。</u>	・ボランティア等の多様な支援を活用して、暮らしの再建に生かすよう、自助に関する文言を整理。
第6条	第2号	地域の特性に応じて、 <u>顔の見える関係性を構築し</u> 、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進すること。	地域の特性に応じて、 <u>平時から住民との連携を深め</u> 、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進すること。	・「顔の見える関係性」については慣用句として例規で使用することは難しいため文言を修正

条	項・号	修正前（第5回検討委員会後の修正案）	修正後	修正理由
第7条	第1項	市は、 <u>市民の生命、身体、財産及び暮らしを守るため</u> 、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。	市は、 <u>第1条の目的を達成するため</u> 、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。	・市民以外についても災害から守られるべきとパブコメ意見を踏まえ、第1条の目的と合わせるため修正
	第2項	市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。	市は、 <u>関係機関及びボランティア団体との間において</u> 、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。	・条文内容及び各主体との関係性に基づく条文の入れ替え (旧)1項 → (新)1項 (旧)2項 → (新)3項
	第3項	市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。	市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。	(旧)3項 → (新)6項 (旧)4項 → (新)2項 (旧)5項 → (新)4項
	第4項	市は、 <u>他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と</u> 、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。	市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。	(旧)6項 → (新)9項 (旧)7項 → (新)7項
	第5項	市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。	市は、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。	(旧)8項 → (新)5項 (旧)9項 → (新)8項 (旧)10項 → (新)10項
	第6項	市は、 <u>防災拠点施設の機能強化に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。</u>	市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。	・規定する内容の規模感に基づく条文中の前後入れ替え（「災害に強い都市基盤の形成」と「防災拠点施設の機能強化」）
	第7項	市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民 <u>生活</u> の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。	市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民 <u>等</u> の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。	・責務として規定の引き上げ
	第8項	市は、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。	市は、研修、防災訓練等により、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。	
	第9項	市は、研修、防災訓練等により、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。	市は、 <u>災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能の強化に努めなければならない。</u>	
第8条	第1項	市民及び地域の防災組織は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市及び <u>学校等</u> の施設管理者と連携し、主体的に避難所の運営 <u>を行う</u> ものとする。	市民及び地域の防災組織は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市及び <u>避難所を設置する施設</u> の管理者と連携し、主体的に避難所の運営 <u>に携わる</u> ものとする。	・施設管理者は学校以外もあることから、修正 ・パブコメ意見を踏まえ、修正しているが、検討が必要。
	第4項	市は、事業者、 <u>地域</u> の防災組織と協力し、車中泊避難者や在宅避難者等の把握に努め、 <u>適切な</u> 支援に取り組むものとする。	市は、事業者 <u>及び</u> 地域の防災組織と協力し、車中泊避難者や在宅避難者等の把握に努め、 <u>必要な</u> 支援に取り組むものとする。	・接続詞の修正、適切な支援よりも、必要な支援が取組としての妥当性が高い。
第10条	第3項	市は、避難行動要支援者、 <u>その</u> 家族等（以下「避難行動要支援者等」という。）が避難支援等の取組に対する理解を深めることができるようにするとともに、避難行動要支援者等と避難支援等に関わる地域団体 <u>並びに</u> 、 <u>医療、福祉</u> その他関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。	市は、避難行動要支援者 <u>及び</u> その家族等（以下「避難行動要支援者等」という。）が避難支援等の取組に対する理解を深めることができるようにするとともに、避難行動要支援者等と避難支援等に関わる地域団体、 <u>医療又は福祉に関する団体</u> その他関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。	・接続詞及び文言の修正（条文の趣旨に変更なし）
	第4項	避難支援等に関わる地域団体 <u>その他関係機関</u> は、 <u>_____</u> 平時から地域活動等を通じて、 <u>_____</u> 避難行動要支援者の <u>避難支援のため必要な</u> 情報を収集し、 <u>その</u> 支援につながるよう努めるものとする。	避難支援等に関わる地域団体 <u>その他関係機関</u> は、 <u>避難支援等のため、</u> 平時からの <u>地域</u> 活動等を通じて、 <u>地域の</u> 避難行動要支援者 <u>に関する</u> <u>_____</u> 情報を収集し、 <u>必要な</u> 支援につながるよう努めるものとする。	・文言の修正（条文の趣旨に変更なし）

条	項・号	修正前（第5回検討委員会後の修正案）	修正後	修正理由
第12条		市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害等における多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。	市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害者の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害等における多様性に関して、特性に着目し、「～障害者の特性に関する多様性」に修正。 ・検討委員会の意見、パブコメの意見も参考の上、修正。
第14条	第1項	市、市民、事業者及び地域の防災組織は、災害の教訓等を活用するとともに、これらを後世に伝承するよう努めるものとする。	市、市民、事業者及び地域の防災組織は、災害の教訓等を活用するとともに、これらを次の世代に伝承するよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「次の世代に伝承」に文言を統一
第15条	第2項	子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、技能、判断力及び行動力等を習得できるよう配慮するものとする。	子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・技能は知識に含まれるものとして削除
第15条	第1項	市、市民、事業者及び地域団体等は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等、あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。	市、市民、事業者及び地域団体は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等、あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義（市民団体）の見直しに基づく修正